別表１の１　患者等搬送事業指導基準

指導事項	指導内容
１　事業実施の基本原則	(1)患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。 (2)患者等搬送事業者は、緊急性のない者を搬送対象とすること。 (3)患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守すること。
２　消防機関との連携	患者等搬送事業者は、次の項目の一に該当する場合は、１１９番等により、患者等の居る場所、状態、既往症、かかりつけの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。 ①患者等からの要請時点において、緊急に医療機関へ搬送が必要である場合。なお、この場合は、併せて乗務員を派遣すること。 ※救急自動車への同乗は必須とはしない。 ②要請者の依頼場所に到着時点において、緊急に医療機関に搬送する必要がある場合。 ③患者等の搬送途上において、緊急に医療機関に搬送する必要がある場合。
３　乗務員定期講習	患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能を適切に管理するため、適任証の交付を受けた乗務員に、２年に１回以上消防機関の行う別表３に掲げる定期講習を受講させること。
４　車両の外観	患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。
５　消毒	患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次により行うこと。 ①定期消毒　毎月１回以上 ②使用後消毒　毎使用後 ③医師から消毒について特別な指示があった場合は、指示に基づいた消毒を行うこと。
６　衛生・安全管理	(1)患者等搬送用自動車及び積載資器材については、点検整備を確実に行い、清潔保持に努めること。 (2)乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、清潔の保持に努めること。
７　事業案内	パンフレット等の事業案内には、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現はさけること。